に伴う関係政令の整備に関する政令案(新旧対照条文)目次持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行

		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
関する政令(令和二年政令第二百八十六号)による改正後	※中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)(抄)(第六条関係)9	全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)(抄)(第五条関係)8	※道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百三十八号)による改正後	道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)(抄)(第四条関係)6	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令(平成十七年政令第二百九十八号)(抄)(第三条関係)3	道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)(抄)(第二条関係)2	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令(平成十九年政令第二百九十七号)(抄)(第一条関係)1	

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令(平成十九年政令第二百九十七号)(抄)(第一条関係)

 \bigcirc

(傍線の部分は改正部分)

	tota	
2 (略) と	計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画又は第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条の九第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条の九第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条の九第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条の九第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の九第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一第三項(同条第方項において準用する場合を含む。)、第二十七条の一項(同条第方項(同条第方項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)、第二十七条の一項(同条第方項)(同条第方面)(同条第)(同条第方面)(同条第)(同条第)(同》(同条第)(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(同》(改正案
2 (略)	由して国土交通大臣に提出しなければならない。	現

2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (格) 2 (格) 2 (本) 2 (在) 2 (本) 2 (在) 2 (在	(旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」第一十四 法第二十条第二号の規定による権限・ 1 十五〜三十四 (略)	改正案
2 (略) 項の規定による命令は、地方運輸局長に委任する。 項の規定による命令は、地方運輸局長に委任する。 第五条 法第八十三条ただし書の規定による許可及び法第八十四条第一(有償旅客運送の禁止等に関する権限の委任)	2~4 (略) (旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」をいう。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣のという。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の(新設) (新設) (旅客自動車運送事業に関する権限の委任)	現

 \bigcirc 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令(平成十七年政令第二百九十八号) 抄) (第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第 業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は という。) 第二条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその 条 中 次の表のとおりとする。 略 小企業者の範囲 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「法」 略 業 改 正 種 案 資本金の 資の総額 額又は出 略 員の数 常時使用 する従業 略 第一条 業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は という。) 第二条第十六号ホに規定する政令で定める業種並びにその (中小企業者の範囲 次の表のとおりとする。 略 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下 略 業 現 種 行 資の総額 額又は出 資本金の 略 員の数 略

2 おりとする。 法第二条第十六号チの政令で定める組合及びその連合会は、 次のと

(略)

第五条 (主務大臣) (略)

第五条 2

(略)

(主務大臣)

については、

臣とする。ただし、

て特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業

備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、

当該各号に

)、第五

定める大臣及び国土交通大臣とする。

当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

2

法第二条第十七号チの政令で定める組合及びその連合会は、

次のと

おりとする。

\<u>\{\}</u>

(略)

2 臣とする。ただし、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整 条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号 に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大 第三項において準用する場合を含む。第七条において同じ。) 法第四条第一項並びに第四項及び

第八項

(これらの規定を法第五条)

条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号 第四項において準用する場合を含む。第七条において同じ。)、第五

法第四条第一項並びに第四項及び

第十項

(これらの規定を法第五条

に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大

貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区におい

常時使用 する従業

3 略

、都道府県が処理する事務

第六条 知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中 並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経 場合を含む。)、第五条第一項及び第二項、 いては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県 当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合にお 法第四条第一項及び第四項 (法第五条第四項において準用 第七条第一項及び第二項 する

権限の委任

事業に係るものに限る。)は、当該区域を管轄する地方運輸局長 に限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの 並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に 輸監理部長を含む。)に委任する。 属する権限 第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に 三項の規定による国土交通大臣の権限 定を法第五条第四項において準用する場合を含む。 属する権限並びに法第四条第八項、 流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。)並びに法第七条 法第四条第一 (当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化 項、 第四項及び第十項、 第九項及び第十二 (いずれも一の地方運輸局の管 第五条第一) 並びに第五条第十二項 (これらの規 項及び第二項 (運

2 る権限並びに法第四条第八項(法第五条第四項において準用する場合に第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属す 法第四条第一項、 の規定による国土交通大臣の権限 第四項及び第十項、 第五条第一項及び第二項並び (いずれも一の地方整備

2

略

3 略

第六条 知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 いては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県 小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は 済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中 並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経 場合を含む。)、第五条第一項及び第二項、 当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合にお 、都道府県が処理する事 法第四条第一項及び第四項 (法第五条第三項において準用 第七条第一項及び第二項 行する

権限の委任

第七条 域を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任する。 臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限 場合を含む。 属する権限並びに法第四条第七項 並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣 実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)は、当該区 ものを除く。)並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る 業務総合効率化事業に係るものに限り、 (いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流 法第四条第一 次項において同じ。 項、 第四項及び第八項、 (法第五条第三項において準用する の規定による国土交通大臣の権 貨物軌道事業に係るもの及び (当該区域内のみにおいて 第五条第一項及び第二 通 限

れも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施 る権限並びに法第四条第七項の規定による国土交通大臣の権限 に第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属す 法第四条第一 項、 第四項及び第八項、 第五条第一 項及び第二項並 (いず

3

法第四条第一項、

第四項及び第八項、

第五条第一項及び第二項、

、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。 において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)はのうち農林水産大臣に属する権限(一の地方農政局の管轄区域内のみ七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限4 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項、第

> 任する。 任する。 任する。 (は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限に法第四条第九項及び第十項(これらの規定を法第五条第三項においおいて特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。)並びされる流通業務総合効率化事業に係るもののうち港湾流通拠点地区に

のから農林水産大豆で属する権限(一の也方農牧局の管害区域内のみたまで、 のうちと済産業大臣に属する権限(一の経済産業局の管轄区域内のみのうち経済産業局長に委任する。 一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合対域、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限と、

4

、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。において実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)はのうち農林水産大臣に属する権限(一の地方農政局の管轄区域内のみ七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項、第

 \bigcirc

※道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百三十八号)による改正後道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)(抄)(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

道路運送法(昭和二十六年法律 国土交通 道路運送法(昭和二十六年法律 国土交通	(略) (略)	の下欄に掲げる字句とする。の下欄に掲げる字句とする。(略)のいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる十五条(略)(権限の委任)	改正
自動車の使用の本拠	(略)	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる法律の規定の適用に	案
道路運送法(昭和二十六年法律 道路運送法(昭和二十六年法律 第百八十三号)第四十一条第三 項及び第四項(これらの規定を 項及び第四項(これらの規定を に化特別措置法(昭和四十五年 正化特別措置法(昭和四十五年 正化特別措置法(昭和四十五年 正化特別措置法(昭和四十五年 正化特別措置法(昭和四十五年 で再生に関する法律(平成十九 で再生に関する法律(平成十九 で再生に関する法律(平成十九 を自動車運送事業の適正化及び 家自動車運送事業の適正化及び 成二十一年法律第六十四号)第	(略)	の下欄に掲げる字句とする。 ついては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用に2~6 (略) (権限の委任)	現
大 国 臣 土 交 通	(略	中の場上	

_									
_	(略)	る場合を含む。)	三十七条第三項において準用す	を同法第三十五条第六項及び第	三項及び第四項(これらの規定)	法律第八十三号)第三十四条第	物自動車運送事業法(平成元年)	用する場合を含む。)並びに貨	第十七条の三第二項において準
	(略)								
	(略)								
						-		3	
	(略)	場合を含む。)	十七条第三項において準用する	同法第三十五条第六項及び第三	項及び第四項(これらの規定を	律第八十三号)第三十四条第三	自動車運送事業法(平成元年法	する場合を含む。)並びに貨物	十七条の三第二項において準用
	(略)								
	(略)								

○ 全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)(抄)(第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	1
附則	附則
法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。	8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、	二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、
第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十一号(同項第一号か	第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十号(同項第一号から
ら第六号までに係る部分に限る。)並びに附則第十条第一項	第六号までに係る部分に限る。)並びに附則第十条第一項

8

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号) 抄) (第六条関係

0

※中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に 関する政令(令和二年政令第二百八十六号)による改正後

、傍線の部分は改正部分)

2 5 第三条 業務の範囲は、 都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。 (業務の範囲等) 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業 済産業省令で定める基準に適合しているもの のもの)に従って行う当該流通業務総合効率化事業であって、 五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後 ようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業につい 法律第八十五号) ての計画であって同法第四条第一項の認定を受けたもの(同法第 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (略) (略) 略 (略 次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う 改 第二条第十七号に規定する中小企業者が実施し 正 案 (平成十七 経 第三条 2 5 <u>一</u> 5 匹 都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。 業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う (業務の範囲等) 法律第八十五号) 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業 済産業省令で定める基準に適合しているもの のもの)に従って行う当該流通業務総合効率化事業であって、 五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後 ての計画であって同法第四条第一項の認定を受けたもの(同法第 ようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業につい 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七 (略) (略) (略) (略) 現 第二条第十六号に規定する中小企業者が実施 行 経